



十九世紀の大坂周辺地域における離檀問題と地域運営の転換 : 在郷町・平野郷町を事例に

松本, 充弘

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 8:53-78

(Issue Date)

2016-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCoDOI)

<https://doi.org/10.24546/81009666>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009666>



十九世紀の大坂周辺地域における離檀問題と地域運営の転換

——在郷町・平野郷町を事例に——

松本 充弘

はじめに

近世仏教については、これまで膨大な研究が蓄積されている。とりわけ、辻善之助氏の著作は、今日でも多くの仏教史研究者が必ず参照するものとして知られている。^①

辻氏の一貫した主張は、近世仏教が幕藩権力による完全な統制と過保護により、「形式化」や「墮落」の道をたどったというものである。その大きな要因として挙げられるものの一つに、檀家制度がある。^②

檀家制度は、幕藩権力によるキリシタン禁教の必要から、宗門改をおこない、あらゆる民衆を仏教のある一派に帰属させることを目的として設けられた。しかし、檀家制度は「一面には

仏教を利したが、一面には之を毒した」とされる。^③具体的には、檀家制度のもとでは檀那寺が檀家に対して持つ強制力が大きく、付け届けの強要などが横行して民心が離反したというものである。

中でも、帰属する宗派を変更する改派・改宗や、寺檀関係を変更する離檀には厳しい要件があり、容易には許されなかったために、檀那寺による檀家への圧迫を助長したとされている。そして、離檀や改派・改宗の事例は、諸大名から寺社奉行への問い合わせをもとに、村落や神職の場合を中心に考察されている。

その後、近世仏教史研究は辻氏の説をどのようにに受け止め、克服していくのかということが大きな課題となった。二〇〇〇年代に入ってから、澤博勝氏が「宗教的要素を中心（契機）」とした地域社会における人と人、村と村、人と村、さらには社

会集団どうしなどが取り結ぶ「社会関係」を「宗教的社会関係」と呼び、社会構造とその変容を規定するものとして打ち出すなど、新たな動向が見られる⁽⁴⁾。

こうした中、離檀を扱った研究としては近年、林宏俊氏が新たな研究を発表している⁽⁵⁾。林氏は、幕府法令や地方史料を用い、離檀問題が権力（主に幕府）・寺院・民衆からどのようにとらえられていたのかを分析した。離檀問題の検討から、寺檀関係を構成する諸主体が持つ認識を炙り出した点で、氏の研究は意義あるものと言えよう。

一方、林氏が寺檀関係をとらえる際に設定した「権力・民衆・寺院」という三つの要素には、次のような問題点がある。まず、「権力」については、主として幕府中央の分析に終始している点が挙げられる。離檀問題が展開する場としての地域社会を考えるならば、個別の村落や在郷町を治める個別領主権力にも目を向けることが必要であろう。

また、「民衆」という用語も指示するものが漠然としている。これは林氏が、数十軒の檀家がまとまって離檀を試みる事例を扱っていることにも起因していると考えられる。しかし、各檀家の経済力の大小や、その檀家が村役人か否かといった要素は、離檀問題の質を規定する要因にもなるのではないか。

さらに、「寺院」については離檀という形で檀家から抵抗を受ける存在として位置づけられているが、寺院から離檀問題が

提起されることはないのか。

そして、林氏の論稿では「宗教的社会関係」に踏み込んでいないという点も、残された課題であると考ええる。この概念は、現在の研究状況では広く受け入れられていると言えるものの、十分な検証がなされているように思われないので、具体的な実証を積み重ねることで澤氏の提起に応えていく必要がある。

以上の問題関心に基づき、本稿では摂津国住吉郡平野郷町に所在する浄土真宗大谷派寺院・瑞興寺に残された「林市左衛門離檀一件」の史料をもとに、離檀問題を考えてみたい。その際には、離檀問題に対する権力・寺院・民衆の認識をとらえる林氏の視角を継承しつつ、右に挙げた課題を念頭に置きながら検討を進め、離檀問題が社会のありようにどのような影響を与え得るのか検証することを、最終的な目標とする。

なお、ここで分析の対象とする平野郷町は、大坂周辺地域にあって、七つの個別町⁽⁶⁾と四つの個別村から構成され、石高が五千石を超える巨大な在郷町として知られている。同郷町は近世において、一村落としての扱いを受ける一方、元禄十五（二七〇二）年には大坂町奉行所から平野郷町の呼称をゆるされた⁽¹⁰⁾。また、郷町全体を統括する惣会所という行政機構が置かれ、坂上廣野麻呂の庶流を称する七名家⁽¹¹⁾が惣年寄に就くなど、都市的な性格をも有している。さらに、融通念仏宗総本山の大本念仏寺のほか、浄土真宗寺院も数多く所在している。

領主支配の展開という点では、平野郷町は宝暦十二（一七六二）年以降、下総国古河藩土井氏の支配を受ける。土井氏は摂津・播磨・美作の三カ国に飛地領を持っていた。そのうち、摂播二ヶ国の所領を支配するため、安永九（一七八〇）年に大坂の蔵屋敷を廃して、平野郷町に陣屋を置いたことが知られている。^⑫寺檀関係に個別領主権力がどのように関与したのかを見る上では、好適な地域と言えよう。

一 「林市左衛門離檀一件」の概要

まず、この一件の概要を把握するため、次の史料を見ておきたい。^⑬

【史料1】^⑭

乍恐奉願口上覚

一 摂州住吉郡平野郷野堂町・林市左衛門儀、先祖方代々拙寺旦那二而有之候処、去ル文化八末年従 御地頭平野郷内惣年寄役被 仰付候二付、同所光源寺院主・光蘭院殿右市左衛門へ被申候者、郷内惣年寄役并下役人二相成候者者、仮令他寺之為旦那共、其者者人者役中光源寺へ相預り、且「□：□」仕来候得者、其元も光源寺旦那二可相成与被申候二付、市左衛門答テ申候者、私義先祖方瑞興寺旦那二候得者、今更光源寺旦那二難相成旨申候得

共、聞入無之、何レ此儀者当方之仕来二候得者、致承知呉候様強相頼レ候二付、今般市左衛門方右拙寺へ右之趣申越候へ共、其仕来与被申候趣意相分り不申候故、拙寺右光源寺留主居・光津寺へ相尋候処、仕来之根元者光源寺儀平野郷二おゐて由緒有之、尚又本堂之棟札二地下年寄之連名有之候故、右仕来申候、若此義其元二おゐて不承知二候得者、光蘭院殿親卿今出川殿右本願寺殿歟、又者御領主 土井大炊頭殿御中〔屋〕敷へ御頼二相成申候与被申候、併テ此方二おゐて右仕来之趣意不分明之事哉二被存候、且又郷内二おゐて惣年寄之下役人二者如何之儀二候哉、役義相勤候二付〔外寺右〕光源寺へ寺替いたし候者も有之候由承知仕候得共、惣年寄役之儀者当郷内二おゐて七名家与唱申候家柄之人々二被 仰付罷在候、右七名家と唱候人々ハ從來光源寺旦那二而御座候故、是迄光源寺旦那之人々計り右御役義相勤罷在候儀歟与奉存候、然ル処去ル末年二始テ拙寺旦那・林市左衛門へ右御役義被 仰付、其以来只今迄林市左衛門拙寺旦那二而惣年寄役相勤来申候、然ル二今度光源寺右前段之通惣年寄役被 仰付候へ「□」光源寺旦那二仕来候事故、林市左衛門茂光源寺旦那二致度旨被申候得共、右光源寺旦那二相成不申候共御役儀相勤り、御指支も有御座間敷哉二奉存候、何分林市左衛門義者先祖方拙寺旦那二而御座候故、

右之一条ニ而彼方へ為致寺替候義⁽⁸⁾、於拙寺ニ難得其意、甚タ不審ニ奉存候故、右之段何卒宜ク御取計ひ可被成下奉願上候、右願之通御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上

文化十二亥年

摂州

十二月

平野郷市町

瑞興寺

難波御堂

御輪番所

右之通以書付大坂難波御堂輪番所へ相願申度奉存候間、御届申上候、何卒右御聞届被成下候ハ、難有仕合可奉存候、以上

文化十二亥年

平野郷市町

十二月

瑞興寺

地方

御役所

右之通 御役所様江御届申上度奉存候間、御加印被成下候ハ、忝奉存候、以上

文化十二亥年

平野郷市町

瑞興寺⁽⁹⁾

市町

御年寄中

これは瑞興寺が作成した口上書で、印が捺されていることから控と推定される。また、宛先は「市町御年寄中」となっている。瑞興寺は平野郷町の個別町の一つである市町に属していたため、願書などの公文書は同町の年寄を通す必要があった。

次に奥書を見ると、この口上書は最終的に、東本願寺難波別院の輪番所⁽¹⁵⁾へ提出することが目指されていたようである。そして、輪番所への文書提出には、市町の年寄に加え、古河藩平野陣屋の地方役所⁽¹⁶⁾を通す必要があった。

続いて、口上書の内容を見ていこう。冒頭には、林市左衛門が文化八（一八一）年に領主から惣年寄を仰せつかった際、光源寺の院主・光蘭院⁽¹⁸⁾から離檀の要請があった経緯が書かれている（傍線^ア）。しかし、林自身は、先祖代々瑞興寺の檀家であったことを理由として、離檀に難色を示した。それでもなお光蘭院は主張を枉げる気配がなかったため、林から瑞興寺へ相談がなされることとなった。

瑞興寺は、光源寺の留主居である光津寺⁽¹⁹⁾に対し、光蘭院の言う「仕来」の趣旨を問うことにした。光津寺によれば、光源寺が確たる由緒を持っているという点と、本堂に伝わる棟札にかつての地下役人による連署があるという点が、「仕来」を有効なものとしているという。さらに、もし瑞興寺のほうで離檀に反対するならば、光蘭院は自らの出身である京都公家の今出川家を通じ、瑞興寺の本山である東本願寺か、または領主の土

井家へこの件を依頼するだろうという見通しも示された（傍線イ）。

ところで、光蘭院はなぜ、林に離檀を求めたのだろうか。それに対する光蘭院と光源寺の認識が、口上書の後半に記載されている。それによれば、惣会所の下役⁽²⁰⁾についてはかつて、役儀を務めるに際して光源寺へ「寺替」をした例があるという。しかし、惣年寄についてはこれまで、光源寺の檀家である七名家が務めてきたため、他寺の檀家が惣年寄に就くという事態はこれまで起り得ないことだった。それが文化八年に、七名家以外としては「始⁽²¹⁾デ」林市左衛門が惣年寄に就いたことによつて崩れた格好である（傍線ウ）。

離檀を求める光源寺や光蘭院の主張に対して、瑞興寺は「林市左衛門は先祖代々の檀家なので、今回の『寺替』の要請は受け入れがたい」として、難波別院の輪番所に周旋を願う形で口上書を締め括っている。

つまり、本一件は林市左衛門が惣年寄に就任したことを契機として、佛光寺派の寺院・光源寺の院主である光蘭院が、林に対して離檀を強引に要請したものと見える。これに対して林の檀那寺である東本願寺派の瑞興寺が、林の意向を受けて光蘭院に異を唱えるという構図である。すなわち、瑞興寺の檀家である林を離檀させたいという要請が、光源寺（および院主の光蘭院）という、寺檀関係の外部にある主体から提起されていることに

なる。このような例は、既往の研究で分析対象となった事例の場合とは異なるものである。

この史料からは、どのような問いを導き出すことができるだろうか。差し当たり、以下の三点に注目したい。まず、①林市左衛門はどのような経緯で惣年寄に就いたのか。次に、②光源寺や光蘭院が林に離檀を求める背景には何があるのか。そして、③離檀を拒む林の意向を受けた瑞興寺は、具体的にどのような方策を採ったのか。

これら三つの問いのうち、①と②については第二章で、③については第三章で考察する。その上で、最後にこの一件が持つ歴史的な意味を考えてみたい。

二 離檀一件の背景

（一）林市左衛門について

光源寺から離檀を求められた林市左衛門は、どのような人物だったのだろうか。彼は名を紀恭⁽²²⁾といい、屋号は「柏原屋」と名乗っていた。これを手掛かりに、まずは柏原屋こと林家が瑞興寺の檀家として定着していく過程を追ってみたい。

柏原屋という人物の初出は、管見の限り天和三（一六八三）年時点で確認される「柏原屋小兵衛⁽²³⁾」である。この名跡は、宝

暦十三（一七六三）年に亡くなる小兵衛を最後に見られなくなり、その次の代からは四郎右衛門を名乗っている。さらに、柏原屋四郎右衛門はそのうち林姓を名乗るようになる。⁽²⁶⁾以上から、「柏原屋小兵衛・同四郎右衛門家」は「林市左衛門家」とは別の家と考えられる一方、同じ姓を名乗っていることから、両家は「林家」一統ではあるという見方ができる。

続いて、林市左衛門の家系に注目してみよう。市左衛門に血縁で直接連なる人びとが史料上で見えるようになるのは、正徳四（一七一四）年六月二日である。⁽²⁷⁾この日、柏原屋市右衛門という寄進人が、檀那寺である瑞興寺に前卓を献上している。彼は市左衛門から見て、祖父にあたる人物と推測される。また、瑞興寺の経営に関わる十八日講の一員でもあった。⁽²⁸⁾そして安永五（一七七六）年に、祖父の市右衛門は亡くなった。⁽²⁹⁾これを受けて、家督は同じ名跡を引き継いだ市左衛門の父・市右衛門が継承することとなる。

父・柏原屋市右衛門は、平野郷町の運営にも関与するようになっていく。種々の願書や口上書では、彼の居住町は野堂町となっており、市右衛門の代に替わって以後も変化はない。⁽³⁰⁾ただし、何を商売としていたかという点は不明である。また、彼は安永九年頃から、平野郷町の領主・古河藩の資金調達にに応じていた。⁽³¹⁾豊富な資金力を背景として、天明三（一七八三）年には二人扶持と二字帯刀をゆるされ、三年後の天明六年には、さら

に二人扶持を増加されている。⁽³²⁾そして、この頃に惣年寄見習次席となり、寛政三（一七九二）年までに市左衛門と改名するものの、寛政七年に亡くなった。⁽³⁴⁾

以上の事実から、林家は十七世紀段階から瑞興寺の檀家で、なおかつ林市左衛門が惣年寄に任ぜられる遙か以前から平野郷町で生計を営んでいる家と言えよう。

さて、市右衛門の跡を継いだのが、市左衛門である。彼は寛政七年に父親の惣年寄見習次席を引継ぎ、文化八（一八一二）年には領主から惣年寄を申し付けられる。⁽³⁵⁾七名家出身者以外の者が惣年寄となるのは、安永九年に就任し、寛政三年に退役した林久右衛門⁽³⁶⁾以来のことであつた。

最後に、文化期以降の市左衛門の足跡についても確認しておきたい。まず注目されるのは、彼が離檀一件の後も惣年寄を務め続けていることである。その期間は天保二（一八三一）年十一月に病気を理由として退役するまで、約二十年に及んだ。⁽³⁷⁾

市左衛門の退役を受けて、養子の弥五郎が家督を継承して市左衛門と名乗り、先代・市左衛門自身は圓二と改名した。圓二は、父・市右衛門の代と自らの代とで、合計四人扶持を藩から与えられていた。その扶持は、二人扶持が隠居料として圓二にそのまま与えられ、残りも次代の市左衛門に継承されることとなった。⁽³⁸⁾このことは、圓二自身が藩から厚い待遇を受けていたことを示すものと言えるだろう。そしてその後、圓二は天保五年

十一月に持病の悪化を理由として剃髪し、名を圓阿と改めた。⁽³⁹⁾ 圓阿が亡くなったのは、それから五年後の天保十年九月十七日のことだった。⁽⁴⁰⁾

このように、文化八年に惣年寄となった林市左衛門は、領主の資金調達要請に応える力量と、長期にわたって惣年寄を務め上げるだけの能力を備えた人物であったことが窺える。しかし、彼が家督を譲った後の林市左衛門家は、惣年寄を継続的に輩出した訳ではなかった。

まず、弥五郎改め新・市左衛門は、既に文政七（一八二四）年から惣年寄を務めていたが、家督継承から間もない天保四年、古河藩平野陣屋に対して病を理由に退役を願っている。⁽⁴¹⁾

それから二年後の天保六年には、病氣悪化と転地療養の必要から家督を養弟の亀次郎へ譲った。⁽⁴²⁾ しかし、程なくして亀次郎もまた、天保十五年に病氣を理由に家督を同家の平次郎に譲り渡した。⁽⁴³⁾ この時、平次郎には、それまで林家に代々引き継がれていた扶持が継承されず、召上げとなっている。

その後、弘化三（一八四六）年に平次郎は林市右衛門と改名する旨、古河藩平野陣屋に願い出ているものの、惣年寄など平野郷町運営の役職に就くことはなく、消息が辿れなくなる。健康上の問題が大きき要因であるとは言え、この家系の中で惣年寄を務め上げた市左衛門は、傑出した人物であったということができるだろう。

（二）光源寺について

次に、離檀一件の当事者であった光源寺に視点を移し、同寺の主張の背景にあるものを考えてみたい。以下に挙げる口上書は、このことを考える上で示唆的である。

【史料2】⁽⁴⁵⁾

奉願口上之覚

一 光源寺義⁽⁴⁶⁾ハ貞治元壬寅年佛光寺御門跡院家新坊光蘭院開基・道恩建立仕、則光蘭院兼帶所二御座候、右光源寺儀慶長年中暫及断絶罷在候処、大坂 御陣相済、平野之御陣跡町割被 仰付候節、光源寺再建之義奉願候処、大地之門下共御陣中格別之忠節も仕、旁以再建御免之上、御財木等被下置、大地町割被 仰附、余地之分其所へ為御買、右代銀を寺再建之料二被下置、難有再建成就仕候、（略）然ル所年月相立、⁽⁴⁷⁾ 御宮及大破候二付、修覆可仕与客殿二致御仮殿、御遷座奉成置候処、寺困窮之上住職度々相代り、当住義者今出川中納言公言卿実子二而、天明八申年京都火災後光蘭院相統仕、⁽⁴⁸⁾ 漸近年仮家同様之物再建仕候得共、元来少門下之義故、⁽⁴⁹⁾ 実二檀力も尽、御宮造営二承届不申、空敷年月を経、先年再建之御高恩忘却仕候二も相似、住職之不冥加奉恐入、先祖江対し候而も無申訊奉存候、依之本堂棟札之写、其余由緒二相拘り候

書物之写尊奉入御覧、御歎奉申上候、(略)

文政三辰年六月

佛光寺御門跡院家

光蘭院兼帶所

当郷背戸口町

光源寺留主居

光津寺

地方

御役所

この口上書が提出された本来の趣旨は、荒廃してしまった光源寺の本堂を修復するため、摂河播三ヶ国に勸化を差し許してもらいたい、というものである。最後の省略部分では、当時は領主の土井利厚⁽⁴⁶⁾が老中在職中であるため、敢えて願ひ出る旨が述べられている。

ここでは行論の都合上、本堂修復を要望するために用いられている論理を確認しておくに留めたい。まず冒頭では、光源寺は貞治元(一三六二)年に建立されたものの、一旦寺史が途絶えてしまったとされている。しかし、大坂の陣の後、「御陣中格別之忠節」が認められ、平野郷町の町割がなされるときに光源寺も再建された(傍線ア)。ところが、再建から年月が経過すると、光源寺は再び荒廃してきた。当代の住職は、今出川公言⁽⁴⁷⁾の子息が天明八(一七八八)年の京都大火後に光蘭院を相続

しているが、「不冥加」があり恐れ入ると書かれている(傍線イ)。

そして漸く「仮家同様之物」を建てることのできたものの、元々檀家の数も限られているので、これ以上の復興は望めそうにもない。そこで、「本堂棟札之写」をはじめとした「由緒二相拘り候書物之写」を提出するので(傍線ウ)、本堂再建のための勸化を許可してもらいたい、という。

続けて、光源寺棟札の写を確認しよう。これについては【史料1】の傍線イでも言及があり、離檀一件でもポイントとなる史料と言える⁽⁴⁸⁾。

【史料3】⁽⁴⁹⁾

光源寺棟札之写

表

住持比丘新坊智六

上棟摂州住吉郡平野庄光源寺断絶廿年令承

大相国家康公尊命再興者也 婁宿 月曜

元和四戊午稔四月吉日

願主末吉孫左衛門尉長方敬白

奉行津田九郎左衛門尉兼正

正大工藤原朝臣中村和泉守家次

権大工藤原朝臣大津加賀守吉次

裏

夫光源寺者我宗道場也、然断絶于茲年久矣

今茲慶長十九甲寅曆大坂城主秀頼公■

大相國家康公相叛為追討秀頼公相國父子

集軍兵進發、翌年乙卯五月七日攻落、大坂鉄城

諸軍敗北、秀頼公婦命刃上消畢、此節

大相國召末吉勘兵衛尉孫枝末吉孫左衛門尉

吉康曰、作平野庄於寺内可再興光源寺

尊命也、吉康忝如貴命光源寺再興之企

雖有之、中道吉康病死、其子葉長方繼

其跡營之終、其願成就者也

付堂之入目依相國尊命町割仕、其余屋敷相國可

被召上、吉康申受、右之代銀相遣者也

于時元和四戊午年初夏吉莫 願主長方

野堂町 五郎兵衛尉 流町 五郎左衛門尉

流町 次郎左衛門尉 野堂町 七郎右衛門尉

地下年寄 野堂町 九郎右衛門尉 流町 助菴

野堂町 小右衛門尉 西脇町 三郎兵衛尉

野堂町 圓佐 野堂町 藤右衛門尉

野堂町 次郎兵衛尉

正玄筆之

以上が棟札の全文となる。表に記されている「智六」とは、

光源寺再建時の住職と思われる。それに続けて、徳川家康から寺の再建を命じられた末吉吉康の子にあたる、末吉長方^⑤の名前が記されている。また、裏では、再建に至る経緯が詳しく述べられている。逐語的に解釈をおこなうことは難しいが、大意としては次のようになるだろう。

光源寺は佛光寺派の道場で、絶えて久しかった。折しも、慶長十九（一六一四）年に大坂の陣が起こり、翌元和元（一六一五）年五月に大坂城は落城した。この時、家康は末吉勘兵衛家の系統である末吉孫左衛門吉康を呼び出し、平野庄において光源寺を再興するよう命じた。吉康はこれを受けて光源寺再建に取り組んだが、途中で病死し、子の長方が後を受け継いだ。そしてここに、再建が成就することとなった。

棟札の表に記された日付によると、再建の時期は元和四年四月となっている。それとともに、「地下年寄」として当時の平野庄を治めていた者の名前とその居町が記されている。今、彼らの詳細な出自や経歴を明らかにすることはできないが、七名家の祖となった人びとと推定しておきたい。

ここまで、光源寺の由緒と、その根幹を形成している棟札の記載を確認してきた。最後に、十九世紀初頭の光源寺が置かれていた状況について考えておきたい。

先に見た【史料2】の通り、当時の光源寺は、近世初頭以来とも言える寺院存続の危機を迎えていた。口上書から汲み取る

ことのできる要因は、「少門下」である故に「寺困窮」に至っているというものであろう。⁽⁵³⁾

宗門人別改帳の記載によつて光源寺の檀家数を調べてみると、平野郷町には、明和元（一七六四）年時点で同寺の檀家が九百十三名いた。それが口上書の作成された文政三（一八二〇）年には六百六十四名と、三割近く減少している。⁽⁵⁴⁾このことは、光源寺の経営にも少なからぬ影響を与えていたと思われる。そのため、不足する再建資金を補うことを目的として、摂河播の三ヶ国勧化を求めているのである。

（三）光蘭院について

本章の締め括りに、光源寺の院主・光蘭院についても考えておきたい。十九世紀初頭は、光蘭院にとつても逆風の時期であった。

文化六（一八〇九）年五月、惣年寄の三上吉五郎と末吉孫四郎から、古河藩平野陣屋へ提出された願書⁽⁵⁵⁾によると、光源寺院主である光蘭院は、「先般」本山から隠居を命じられた。光源寺の門徒はこれを嘆き、「光蘭院殿再住之儀」を本山へ願うため、光源寺の檀家でもある二名の惣年寄を京へ遣わすことを許可してほしい、という。

光蘭院の隠居は、本人の意志ではなく本山によつて命じられたものなので、懲罰的な性格を持つと考えられる。その経緯や、

詳しい罪状については不明とせざるを得ない。しかしながら、隠居という本山の決定を覆すには、多大な労力を要したであろうことは想像に難くない。

実際、この再住要求に対しては、出願から半年近くが経過した文化六年十一月になつても、「御返答無之」ということになつている。⁽⁵⁶⁾そのため門徒衆は改めて相談の場を設け、「光蘭院の再住が許されないならば、光源寺を隠居所としてほしい」と要望することとなった。この時も、惣年寄の三上吉五郎が京へ赴き、佛光寺の家老中へ願書を提出している。ところが、これに対しても返答がなく、翌十二月からは惣会所下役を惣年寄の代人として派遣し、回答を得ようと試みている。⁽⁵⁷⁾漸く回答が届いたのは、翌文化七年二月のことであつた。⁽⁵⁸⁾

この時の佛光寺からの回答は、隠居の撤回と再住は「御許容之義難相成筋二候」というものだった。しかし、門徒衆からの「厚願」に免じて、布教をおこなう「法化」の場に光蘭院が門徒を招くことは許された。

ところが、惣年寄をはじめとする光源寺門徒は、あくまで光蘭院の再住を要求して譲らなかつたものと見られる。そして最終的には、文化八年が「祖師御遠忌」⁽⁵⁹⁾であることを契機に、再住が実現した。⁽⁶⁰⁾光源寺院主の問題は、ひとまず決着を見た格好である。

この時に再住を果たした住職が、【史料2】で天明大火後に

光蘭院へ入ったとされている今出川公言の子息である。したがって、離檀一件が発生した文化十二年前後は、光蘭院が再住を果たしたばかりの時期と言える。同時にこのことから、光蘭院が隠居に至った不祥事を払拭し、自らの寺院運営を確固としたものにする必要性に迫られていたという推測も成り立つであろう。

三 離檀一件における諸主体の動向

前章までの考察では、①林市左衛門が惣年寄に就くこととなった経緯、②光蘭院や光源寺が林市左衛門に対して離檀を求めた背景、の二点について考えてきた。

その結果、①については、林市左衛門の家は父の代から古河藩の資金調達要請に応え、種々の格式を得ていたことが判明した。その後、市左衛門の代で惣年寄に登用され、長期にわたって役儀を務め上げたことも確認できた。

また、②については、光源寺は近世平野郷町の成立や七名家と、極めて密接な関連のある由緒を有していることを確認した。しかしながら、光源寺は佛光寺派の寺院であることにも起因して檀家数が少なく、十九世紀に入って寺院経営に窮するようになった。さらに院主の光蘭院については、今出川家から院主になった人物が本山から一旦隠居を命じられ、門徒衆の尽力に

よって文化八（一八一二）年に漸く再住を許されたことが分かった。

以上の諸点を確認した上で、本章では、一件に際して瑞興寺に残された史料から、瑞興寺がどのような手法を用いて離檀の要請に対処しようとしたのかという点を見ていきたい。まずは、考察に用いる史料について簡単に確認しておく。

本一件の経緯を克明に記録した史料としては、【史料1】のほか、「文化十二亥年霜月五日三浦氏ヲ以テ林氏ヲ申被越候一件」^④（以下「一件」と呼ぶ）が残されている。これは横帳形態の史料で、光蘭院から林の離檀問題が提起されて以降、一件が収束するまでの動向が日次で記録されている。

離檀問題の概要は、既に第一章で確認している。そこで、本章では主に「一件」を用いて、この問題に関与した諸主体の動向を詳しく考察したい。

（一）離檀問題の報知と瑞興寺の対応

文化十二（一八一五）年十一月五日、三浦八兵衛^{⑥2}から瑞興寺に対し、光源寺が林市左衛門に対して求めてきた離檀について、「申越」があった。それによると、林市左衛門は文化十年から檀那寺を替わるよう、光源寺に求められていた。^{⑥3}そのやりとりを、「一件」の記載によって見てみよう。

【史料4】^{⑥4}

(略) 林云、左様候へ者、同役又家内之者共相談之上、御答可申与申候得者、蘭曰、同役相談二者不及事二候、家内相談之義者尤二候へ者、相談シ、早々返事承り度旨被申相退候、此義私ニおゐて甚迷惑ニ御座候、郷例与被申候へ者、郷例相崩レ候而も不苦、光源□□且那二相成候義者不承知共難申□、承知いたし候共難申、如何候哉、(略) 拙寺方答曰、此義者容易不成事二候へ者、難波御堂輪番所へ相届候而、其上御答可申与申候得者、明六日迄二返答承度与光源院被申候与申候、左候へ者、右之趣ニ而輪番所へ相届不申二而者御答申かたき旨、林方蘭へ返答可被致与申遣シ候

ここからは、林、光蘭院、瑞興寺という三者の立場が明らかになる。まず、林は瑞興寺からの離檀について、惣年寄の同僚と、家中とに相談してから光蘭院に回答したいという(傍線ア)。

それに対して光蘭院は、同役への相談は不要で、家中のみで相談して返事をするようにとしている。林はこれに困惑し、対応を瑞興寺に委ねた。林としては、離檀の要請は「甚だ迷惑」で、「郷例」というのならそれが崩れても構わないが、光源寺の要求を受け入れることも、拒むことも難しいという(傍線イ)。

これを受けた瑞興寺の立場は、この件は「容易不成事」なので、難波別院の輪番所へ届けるべきだというものである(傍線ウ)。また、光蘭院は一日後の返答を求めているが、瑞興寺は輪番所への届出が済むまで回答を留保するよう、林に指示をおこなった(傍線エ)。

た(傍線エ)。

翌日には、瑞興寺の報恩講に出席するため、聞信寺が瑞興寺を訪れている。聞信寺はこの一件について瑞興寺からの相談を始終受けているほか、輪番所への届出も買って出ており、両寺院の関係はかなり親密と言える。また、この時同寺は瑞興寺に対して、届出の件は光源寺に対しても断りを入れておくよう助言をしている。

続いて瑞興寺へ「中間」の者が集まり、「票義」をおこなった。

【史料5】

文化十二年十月
同十一日、

拙寺御経有之、中間へ相談いたし候処、段々

票義之上、此義万一光源寺方御役所へ願出候而者面倒二候

故、役所之様子市川二而聞合セ置、其上輪番所へ相届可申

ニ治定いたし候

当時、古河藩平野陣屋には、代官手代として市川岡右衛門という人物が赴任していた。この後、瑞興寺はこの市川を頼り、離檀に関する陣屋の意向などを確かめようとしていく。

この経過からは、瑞興寺が輪番所への届出をおこなうことに先立ち、領主の意向を確認することに注力している様子が窺える。ただし、市川の立場としては、光蘭院や光源寺の動きは自らの関知しないところなので、寺院間で解決するように求めている。その上で、瑞興寺が輪番所に届け出をおこなうならば、陣屋に断りを入れておくようにと指示していることが分かる。

これは、輪番所へ提出する届書と同じものを、先に陣屋へ差し出し、許可を得ておく必要がある、という意味であろう。

以上のように、光蘭院からの離檀要請へ対応を求められた瑞興寺は、輪番所への届出を最終的な目標として行動していく。その方針が決定するまでには、近しい聞信寺からの助言があった。

また、「中間」^(中)内での評議を踏まえ、瑞興寺は光源寺の動向を警戒して領主の意向をも確認することを目論見、陣屋に市川という懇意の役人を見出して手続き上の指示を仰いでいる。そうした過程を経て、次の段階では、輪番所や陣屋に提出する届書の文言を練り上げる作業がおこなわれることとなる。

(二) 難波別院輪番所宛の届書作成

輪番所へ届出をおこなう前に、古河藩平野陣屋に対して提出する届書の下書が作成されたのは、十一月晦日のことであった。⁽⁶⁹⁾

瑞興寺から下書を見せられた市川の反応は、「此文面二而者今少シ相分不申候」というものだった。また、これに続けて「今一往光源寺へ直々ニ致応対、仕来^(之カ)趣意篤与相尋候而、甚趣^(其カ)相書付差出シ候へ者、行届候様ニ被存候」という指摘もある。これらから推すと、下書で不足していたものは、離檀を求めた光源寺の主張に関する部分だったようである。瑞興寺は早速、

光源寺を訪ねている。

【史料6】⁽⁷⁰⁾

（文化十二年十二月）

同二日、光源寺へ参り、光津寺へ右仕来之義何等之訳有之候而御仕来被成候哉、其趣意承度旨申候へ者、趣意ト申而別段ニ何も無之候へ共、光源寺儀者郷内ニおゐて由緒有之、且又棟札ニ惣年寄之連名有之候故、右仕来申候、何レ連綿ト仕来候故右申入候、此義於其元不承知ニ候へ者、今出川殿より土井家中屋敷へ御頼被成候、何分仕来之儀候へ者、今光蘭院殿之代ニ相崩レ候而者今出川殿之カキンニ相成候故、不得止事、右之取計ひニ可致と被申候、右棟札之写指上可申与被申候故、右写拝見いたし度旨申候へ者、明朝為持可遣与被申候、何レ拙寺方ニ而輪番所へ相届不申候而者御答難申候故、右棟札之写御趣意通ニ而輪番所へ相届、其上御答可申与申候而、罷帰り候

瑞興寺が「仕来」の趣意を尋ねると、留主居の光津寺は次のように返答した。「光源寺には由緒があることに加え、棟札に惣年寄の連署があるため、光源寺の檀家が惣年寄を務めるという仕来りを主張しているのである」（傍線ア）。

光津寺はまた、もし瑞興寺が林の離檀を承知しないのならば、院主・光蘭院の実家である今出川家から、領主の土井家へ話をすると伝えた（傍線イ）。瑞興寺は棟札の写を見せてもらうことを約束して、その日は引き取ることにした（傍線ウ）。

そして翌日に西源寺⁽⁷⁾で棟札の写を確認し、下書の作成に着手した⁽⁷⁾。さらに、瑞興寺は作成した下書を持って聞信寺へ赴き、相談に及んでいる。

【史料7】

文化十一年十二月
同四日、聞信寺へ参り候処、折節他行相待居候処、七ツ時

分帰寺、夫より右之始末相咄、右下書差出し、段々致相談候処、
是ハ改派仕物ニ候へ者、容易之事ニ無之候、其今出川之捧

者不苦候与被申候、何分輪番所へ相届可申与被申候、書付
之義者此方ニ預り置、相考へ点作^(添削)いたし、飛脚ニ指出し可

申旨之事ニ候、光源寺へハ輪番未御下り無之候故、相分不
申与返事いたし置可申与被申候、右相届候へ者、本山より地

頭へ御使僧御立可被成哉ニ候与被申候

聞信寺の意見は、「これは改派ということになるので、容易なことではない。ただ、今出川家が引合いに出された点は障りになる程のことでもないのです、とにかく輪番所へ届け出をするように」というものであった。そして、「下書については聞信寺で預つて添削をし、そのまま飛脚に渡して送り出す」ということも告げられた(傍線ア)。

さらに、聞信寺は瑞興寺に、「輪番所への届出をすることができれば、東本願寺から領主の土井家へ使僧が遣わされるはずだ」という観測を示している(傍線イ)。

聞信寺としては、【史料6】で交わされた瑞興寺と光津寺の

問答の様子を踏まえると、今出川家から土井家に話をするという光蘭院の強硬な姿勢を崩すことは困難であるとの感触を得たのだろう。それゆえ、素早く本山の東本願寺へ届書を提出して領主・土井家への働きかけをおこない、今出川家の動きに対抗しようという思惑があるものと見られる。

下書を預けた後、瑞興寺は聞信寺による「点作」^(添削)が終わったかどうかを問い合わせている。聞信寺によると、一昨日輪番の下向があつたので、内々に届書の内容を伝えたところ、これでも問題ないとのことだった。加えて、瑞興寺は陣屋の市川に対しても相談をしている。市川も下書を少し添削した上で、陣屋へ届け出るようにと改めて念を押している。

ここまで見てきたように、輪番所宛の届書を作成するにあつては、さまざまな主体がこれに関与している。瑞興寺はまず、陣屋役人の市川によつて、「仕来」の具体的内容を光源寺に確認すべき、との助言を得た。これを容れる形で瑞興寺は光源寺を訪ねるものの、その際に役僧の光津寺から、院主の実家である今出川家の威光をちらつかされる。これを受けて相談に応じた聞信寺は、輪番所への早急な届出を勧め、瑞興寺に下書の作成を促している。これが【史料1】に結実するものと考えられる。

ところで、瑞興寺が光源寺へを訪ねる前と後とで、届書の文言には具体的にどのような変更があつたのか。完成した届書は、

輪番所への届出をおこなうにあたって、まず陣屋の了解を求める形式になっており、なおかつ印が捺されている控であることを既に確認した。一方、当初不備があるとされた下書段階のものと思われる史料があるので、それを次に掲げてみよう。

【史料8⁷⁶】

乍恐以書付御届奉申上候

一当郷野堂町・林市左衛門儀、從來拙寺旦那二而御座候処、去ル文化八末年惣年寄役被 仰付候二付、今般光源寺と惣年寄役相勤候者光源寺旦那二仕来候故、右市左衛門儀茂光源寺旦那二可相成旨強而被申候二付、市左衛門と拙寺へ右之趣申来候、此儀者光源寺仕来与被申候へ共、離檀二可相成哉二御座候得者、筋違之事二被存候、何分是等之儀者難波御堂輪番所へ相届不申候而者取計ひ難成候故、右之趣相届申度奉存候二付、御届奉申上候、何卒右御聞濟被成下候ハ、難有仕合可奉存候、以上
年号月日

【史料1】と比べてみると、明らかに全体的な分量が大きく異なっている。その要因は、光源寺が主張する「仕来」の根拠と、惣年寄の役儀に関する瑞興寺側の主張が盛り込まれていないことである。これに相当する部分が、「光源寺の仕来りとは言え、離檀は筋違いである」(傍線部)という、極めて簡潔な記述となっている。

これに対して【史料1】では、【史料6】で見た光津寺と瑞興寺の問答が反映されているほか、「仕来之根元」についての詳しい言及がある。また、それに続いて、惣年寄役と光源寺檀家であることとの関係などについても述べられている。

このように、完成した届書には、陣屋役人の市川の意見が反映され、それが【史料1】の内容の充実をもたらしていた。そして、この届書は聞信寺の了承も得て、輪番所への提出が最優先事項とされていく。次は、この届書が実際に提出されるまでの過程を見ていきたい。

(三) 惣会所の対応

輪番所へ提出する届書の内容について、瑞興寺は後ろ盾となっている聞信寺と市川の双方から了承を得ることができた。しかし、この届書を実際に提出するには、予め所属町と惣会所に許可を得ておく必要がある。このうち町会所では、提出の経緯を説明したところ、すぐに町年寄の印を得ることができた。⁷⁷

続いて、瑞興寺は惣会所にも奥印を求めた。ところが惣会所からの決裁がなく、惣会所下役の茂七郎へ問い合わせたところ、明日も奥印できる見込みはないと回答された。⁷⁸届書への奥印をおこなうには、惣年寄一統が「示談」する必要があるためである。瑞興寺の側では、「一日も早く陣屋へ提出したい」ということを重ねて申し置いた。しかし、それ以降も惣会所から沙汰

はなく、奥印は棚ざらしとなつてしまった。

この間、たびたび光源寺留主居の光津寺から催促があり、瑞興寺は回答の期限を延ばしてもらつてゐる。⁽⁹⁾しかし、依然として惣会所からの返答はなく、瑞興寺は陣屋の市川へ相談することにした。

【史料9】⁽⁸⁰⁾

文化十一年十二月
同十七日夜、

右惣会所奥印延引ニ相成、光津寺方度々催促有之、甚迷惑之趣ニ而、市川氏へ内談いたし候処、惣会所へ書付出し候へ者、御役所へ出候も同事ニ候へ者、手後レニハ相成不申候間、其俣指置、惣会所之奥印可相待旨被申候、何レ此義光源寺方歟、又者今出川殿方使者参り候共、其元へ一往之尋無之、御役所ニおゐて御聞濟無之候間、案^(安)心可致旨被申候故、其俣捨置申候

惣会所の奥印がないことに加え、光津寺からの催促に不安を覚えた瑞興寺に対し、市川は、「惣会所への届書提出は、陣屋にそれを差し出すことに等しく、そのまま待てばよい」と答えている。さらに、今出川家からの使者が土井家に遣わされたとしても、瑞興寺へ断りもなく光蘭院の主張を聞き入れることはない、と請け合い、瑞興寺も安心している。

ところが、惣会所の奥印を得られない中で、惣会所と陣屋の対応が変化してくる。

【史料10】⁽⁸¹⁾

文化十一年十一月
廿五日(略)

惣会所へ奥印出来候哉与申催促ニ参り候処、榎坂元右衛門方申候者、右之儀御役所へ内々御伺申候処、市左衛門役前ニ相かゝり候事ニ候へ者、同役之者共方光源寺へ致応対可然与被仰聞候故、末吉嘉平次掛りニ相成致応対被居候、何レ急之取調御答可申与申候

同日暮前町之歩行参り候而、只今惣会所方御召ニ候故御出可被成候、私全興寺へ参り御待申居候与申来、夫方直様惣会所へ罷出候処、茂七郎申候者、右書付御役所へ御伺申候処、ケ様之義者輪番所へ相届候共、御役所へ出届ニハ不申及候間、勝手ニ輪番所へ被罷出候而可然与被仰聞候故、書付御戻し可申候与申、右之書付被指戻候、夫故町年寄之加印直様切貫共、相戻し申候、夫方直様市川氏へ参り、右之通最初之振合与変し候者如何之義ニ候哉与相尋候処、何^(ウ)も其方へ様子悪敷与変シ候ニ而者無之候与計り被申、何故ニ変し候共相知レ不申候

ここからは、本件に対応する掛として、当時林とともに惣年寄を務めていた末吉嘉平次が就いたこと(傍線ア)、陣屋への伺いの結果、届書は瑞興寺が勝手に輪番所へ提出してよいことになり、差し戻しとなったこと(傍線イ)、がまず分かる。

届書提出に際して輪番所へ直接出すべきであるという対応は、本章第一節で確認した、市川と瑞興寺の合意内容と相違する。そこで、瑞興寺は市川に対し、その理由を問うた。しかし、

市川の返答は、瑞興寺に非がないということ述べるのみで、要領を得たものではなかった（傍線ウ）。

このように、瑞興寺が当初目標に置いていた、輪番所への届書提出は大きな障壁に阻まれることとなった。その障壁とは、惣会所からの奥印がなかなか得られなかったということに他ならない。そして、惣会所がこの件の対応を陣屋に問合せたところ、瑞興寺が提出した届書は差し戻しとなった。これは当初、代官手代の市川が示していた見解とは異なる結果となったのである。そして、光源寺に対しては惣年寄を一人立て、その二者間の折衝によつて事態を收拾しようという方針も併せて示されるに至った。

このように一件の收拾に際して陣屋の方針が揺れていることから、瑞興寺が指示を仰いでいた市川岡右衛門と、その他の陣屋役人との間で、離檀問題に対する考え方が相違していた可能性も考えられる。しかし残念ながら、今のところ陣屋役人同士の関係について詳らかにすることは難しい。

ただし、文化十一（一八一四）年時点では、代官手代は市川のほかに少なくとも七名いる。⁽⁸²⁾さらに、市川の上役としては、郡奉行が一名、代官が四く五名いた。瑞興寺が自らの主張を容れてもらえる人脈として市川を見出したのと同じように、惣会所系統の人脈が陣屋の内部に存在していた可能性もあるということ、ここでは指摘しておきたい。

（四）本山への働きかけ

惣会所の対応が明らかになった直後から、瑞興寺は「輪番所へ之書付」の作成を開始した。瑞興寺は作成した書付を、聞信寺へ持参している。⁽⁸³⁾

聞信寺からの助言は【史料7】の申合せ通り、領主に対する使僧の派遣を本山へ求めるべきだ、というものであった。その使僧は「替派押へ」を目的とするもので、十二月二十八日に派遣されることが決定した。⁽⁸⁴⁾

そして当日、使僧として差し向けられたのは聞信寺であった。「替派押へ」の名目は、難波御堂の支配下にある平野郷町の六ヶ寺について、総門徒の法義筋を調査するというものである。この調査には当然、瑞興寺も含まれており、その間は佛光寺派への改派がおこなわれることはない、という論理である。⁽⁸⁵⁾

瑞興寺の本山を巻き込んだ「替派押へ」の動きが完結するのは、翌年のことであった。⁽⁸⁷⁾この日、瑞興寺は輪番所から呼び出しを受け、「林市一件」について詳細な書付をもって「上檀」へ申し上げたということを知らされた。その時の書付を次の史料によつて知ることができる。

【史料11】⁽⁸⁸⁾

（表紙）「林市一件二付自輪番所集会所へ書上之写 瑞興寺」

平野瑞興寺事、佛光寺派光源寺と取合一件

一 去冬平野瑞興寺門徒・林市左衛門義^(義)、先般地頭^(義)と惣年寄役被申附候故、佛光寺派院家・同所光源寺^(義)と林市左衛門へ申聞候様者、此度惣年寄被申附候二付、先例右役中者当院檀家二可相附之義者^(義)前々仕来之事、此度とても右二相順可申との事、市左衛門へ向再三申聞有之条、瑞興寺甚難得其意、彼是内談二及候へ共院家^(義)達而申立候故、無余儀輪番所へ申出候二附、(略)元来光源寺門徒二相附申候与申訳合一向不正、其趣意不相知、其昔惣年寄皆々光源寺門徒二候故、新規二入候ものへ迎も、ならは寺之儀も役中一緒二致し度杯与申、七名家^(義)と厚頼、又光源寺とも頼候与申様ナ儀二而、不図承知致し候もの哉、其砌之仁躰柔弱二而、七名家之取立二も相成候義理合二付、光源寺檀家二被付候哉、左様之義ともハ決而後例二ハ難取用、唯仕来与計り被申立候条不正不筋之儀二而、後人不致承知もの二而、(略)乍去地頭之役人衆者何と心得被居候哉、光源寺申分不筋とハ乍存も、七名家ハ地頭へ兼而取入罷在候故二、自然役人二も光源寺へ被致組候時者甚面倒二候間、内々委曲様子窺度ものと瑞興寺へ申談、則地頭役へ能手続キ有之、内密承合候へ者、今般光源寺と瑞興寺へ申懸之一件者不相済之申分、無法之至り、何宗旨之者惣年寄二相成候共聊役義二指支無之事、夫を役付いたし候ハ、此方門徒二可相成杯与申者、是有間

鋪与被申居候義^(義)、出入方之医者^(義)と慥二承之候、又瑞興寺義^(義)、地頭屋鋪内二熟懇之下役之者有之、此手寄と聞合候も同様之事二而、甚光源寺不相済との儀、乍併光源寺より毎度瑞興寺方へ申聞候様ハ、今出川家を所謂捧二引上申風情二而、頻り二本山へも地頭へも懸合、仕宜二より関東へも可申達与中々手強申分、瑞興寺儀も初ハ相手二相成候へ共、大ニ申張候事故、此方共之手には難及候とて、御坊所へ伺出申候、(略)荒方右等之趣意二而、瑞興寺并二組合共於輪番所段々示談仕候処、右光源寺不筋之申分理屈ヲ以御坊と詰合候節、自然当方利潤二相成候時者、彼方ハ余程面皮ヲ失ひ、以来他寺迄之例も相潰れ申候道理、其時二ハ惣年寄共も心外二思ひ、何角二付瑞興寺へ怨を相報ひ可申哉、平野二おゐて七名家者其務之者共後難も可有之哉、然者とて、夫ヲ相恐候て光源寺之申分二可相任義二而も無之、依之風与心付候様者、先改派押致置候得者、右吟味中ハ外へハ不為動、左候得者光源寺何と申参候共彼方先例位之事二而者無之、(略)今度之義改派押ヲ以相刎ね候時者、先例とやら打破二も不相当、又他宗迄も差障之儀二相成候与申二而も無之候、(略)

文化十三年

子二月八日

大坂難波

御坊

輪番所

この史料には宛名が書かれていないが、表紙に記された内容から、輪番所の上位機関である集会所へ提出されたものと推定できる。

内容として特徴的なのは、この一件へ七名家が及ぼした影響力を強調している点である。例えば、林を光源寺の門徒とすることについて、「七名家互厚頼、又光源寺方も頼候与申様ナ儀ニ而」としている部分である（傍線ア）。さらに、輪番所は光源寺の主張を「不正不筋之儀」と批判した上で、棟札は離檀を要請する証拠とはならないとしている（傍線イ）。

また、この書付では七名家と領主の関係にも注意が払われている（傍線ウ）。これに対しては、瑞興寺が「出入方之医者」や「地頭屋鋪内ニ熟懇之下役之者」から領主側の情報を得ていることが述べられている（傍線エ）。後者は代官手代の市川岡右衛門のことと考えられる。

以上の記述では、光源寺が林の離檀を求めるに際し、七名家の意向が大きく作用しているということが強調されている。これは瑞興寺が輪番所へ提出する積りだった届書に対し、惣会所が奥印になかなか応じなかったことが影響していると見られる。

七名家の意向が光源寺の主張をどの程度後押ししたのかという点は、有効な史料が見当たらないため不明と言うほかない。ただ、【史料10】で見たように、陣屋によつて光源寺の離檀要請に対応する掛りの惣年寄が置かれるまでは、惣会所は瑞興寺が提出した届書に対して積極的に処理をおこなおうとする姿勢を見せなかった。それ故、輪番所の書付は七名家を批判する内容の記述になったものであろう。

輪番所は一貫して光源寺の主張を「不筋」としているが、その論理の矛盾を正面から突き崩すことは惣年寄（ここでは七名家と同義）と瑞興寺の摩擦を引き起こすのではないかと懸念もしている（傍線オ）。そのため、光源寺の主張を否定するのではなく、同時に林の離檀を容認もしない解決策が模索されることになる。それが本山による「改（替）派押」という手法だったのである（傍線カ）。

この「改派押」に対して、光源寺はなおも反駁を試みており、領主・古河藩に対して願書を提出するべく、惣会所の奥印を求めたという。その内容は、今回の件は「離旦替派」というものではなく、「役中宗印預り之事」に過ぎない、故に許可してもらいたい、というものである⁽⁸⁹⁾。この時の書付は、古河藩平野陣屋へまず「内調」という形で上申され、領主の意向が確認されている⁽⁹⁰⁾。陣屋では「此儀証拠有之候哉」と尋ねられたため、光源寺はかつて末吉孫左衛門が光蘭院へ送ったという書状の写を

証拠書類として差し出した。⁽⁹⁾しかし、これは証拠として認められず、差し戻しとなった。

この差し戻しが大きく影響し、林の離檀がそれ以上要求されることはなかったと見られる。「一件」は文化十三(一八一六)年の「五月下旬頃」の記述が最後で、古河表に対して光源寺の本山・佛光寺から、林の離檀が達せられるようにという使僧があつたとしているが、市川岡右衛門が瑞興寺に対して「氣遣い無之候」と断っている。院主の光蘭院としてはなおも「種々勘考」を図つたようだが、それが表沙汰となることはなかったようである。

おわりに

ここで、本稿で明らかにしたことを、「はじめに」で示した「権力・民衆・寺院」の三つの要素を順に見ることでまとめておきたい。

一点目は、離檀問題に個別領主権力が深く関与しているという点である。離檀問題に対する幕府権力の認識を扱った従来の研究では、寺檀関係に権力が立ち入ることはないとされていた。

しかし、本一件では、古河藩平野陣屋の代官手代・市川岡右衛門が瑞興寺に見出され、届書の作成などに何度も意見や指示を与えていた。瑞興寺にとって、市川を通じて絶えず領主の意

向を確認できた点は、離檀を拒む書付の内容を具体化していく上で大いに役立ったことだろう。

また、瑞興寺が市川を頼つた理由の一つに、光源寺や光蘭院が瑞興寺に先んじて領主へ願書を出すかもしれないという観測があつたことも見逃せない(史料5)。実際、本一件の最終盤では、光源寺が領主に願書を提出しようと試みている。このことは、領主的権威をめぐって瑞興寺と光源寺の両者がせめぎあっているとも見ることもできる。離檀問題に関与する寺院にとって、個別領主権力は大きな影響力を持っていたと言える。

二点目は、離檀を求められた檀家として林市左衛門に注目した結果、在郷町の運営機構の担い手の変化が離檀問題の誘因になる事例を見出すことができた。近世初期の平野郷町では、浄土真宗佛光寺派の光源寺を檀那寺とする七名家が惣年寄を務めてきた。したがって、惣年寄という役職と、七名家という家を分けて考える必要がなかったと言える。しかし、東本願寺派の瑞興寺を檀那寺とする林市左衛門が領主から惣年寄に任ぜられたことで、この構図が変化する。

林が惣年寄に就いた要因としては、領主に対する経済的な貢献が与つて大きかった。その惣年寄就任に伴う副次的な問題として、佛光寺派の光源寺という寺檀関係と、惣年寄という郷町運営機構が必ずしも等号で結ばれない事態が生じたのである。

三点目は、檀那寺と檀家の意思に反する離檀要求という事例

を見出した点である。これは、寺檀関係の変更に関わる事柄が、それを構成している当事者ではない主体から提起される場合のことを指す。

今回の事例は、瑞興寺と林市左衛門という寺檀関係に、他派の光源寺と、院主の光蘭院がこれに介入しようとしたものであった。そしてその背景には、光源寺の経済的な困窮や、光蘭院の不祥事といった問題が考えられるのではないかと考察した。寺院側の経営状態が離檀問題に影響を与えることは従来も指摘されていたが、困難な経済状況に直面した寺院が檀家の引き抜きを企図する場合もあることが分かった。

さて、右のまとめを踏まえ、離檀問題は地域運営の変化を反映しているのかという点を考えてみたい。これは「宗教的社会関係」に関する理解に、今回の事例が示唆を与えるか否かという点にも関わる。まとめの二点目と重複する側面もあるが、ここでは「改派押」という、瑞興寺が林の離檀を阻止するために選択した手法に注目してみよう。

本一件において、瑞興寺は本山に対して「改派押」を要請し、平野郷町の関係寺院について、門徒の法義筋に関する調査がおこなわれている間は、改派は無効であるとしている。対する光源寺はなおも、自らの由緒に関わる書状を証拠書類として領主へ掛け合い、林の離檀を達成しようとする。しかし、この主張が領主によって容認されることはなく、以降光源寺や光蘭院に

林の離檀を求める動きは見られなくなっていく。

本山による「改派押」は恒久的なものではなく、一時的なものではある。しかし、これは佛光寺派方の主張を正面から論駁するものでもなく、将来的に寺院や檀家の間で禍根が残る可能性を低める上で有効だったと言えるのではないか。そのことは、林市左衛門自身が病気で引退するまでの約二十年の間、檀家を替わることなく惣年寄を務め上げたという事実にも表れている。

このように、「林市左衛門離檀一件」自体は、在郷町運営機構の変化や、寺院そのものが直面した問題に契機を有している。したがって、寺檀関係という宗教的要素が地域社会を規定しているということまでは指摘できない。一方で、在郷町運営機構の担い手の変化は、新旧の町人や、それに連なる檀那寺などの諸勢力同士の政治的対立を誘発する可能性を内包している。【史料11】に表れた輪番所の理解は、まさにそうした対立に繋がりが得るものと言えるだろう。以上を勘案すると、「改派押」には、対立の可能性を孕んだ社会関係が決定的に分裂することを回避する機能もあつたのではないか。この限りでは、寺檀関係と地域運営を、相互に規定し合うものとして位置づけることも可能であろう。

最後に、今後の課題を二点述べておきたい。

一点目は、今回の事例を十九世紀に特有の事象として一般化できるのかという点である。平野郷町の場合、惣年寄と

いう運営機構に七名家以外の者が参画する時期は十八世紀後半から十九世紀初頭を画期としており、これと離檀問題が相即不離の関係にあることから、当該時期が持つ意味は明瞭であると言える。ただ、それが他の村落や在郷町にも適用できるかどうかは、幅広い事例を集める必要があり、直ちに判断を下すことはできない。

この点で、林氏が離檀に関する幕府の認識を見るため論証に用いた事例が、寛政期から文化期のものに集中していることは、示唆的かもしれない。

二点目は史料の問題である。本稿の考察では、離檀一件に伴って残された史料のうち、瑞興寺文書を分析することに終始した。騒擾や相論を考察する上で不可避的な問題として、扱う史料の偏りが挙げられる。本稿では一件の分析に際して、林・光源寺・光蘭院といった事件の当事者を、可能な限り網羅的に把握することに努めた。しかしながら依拠すべき史料に乏しく、光源寺や佛光寺側の史料が残されているとすれば、それをも参照することに努めるべきだろう。

この点では、本稿を作成する途上で『佛光寺御日記』の存在を知った。これは光源寺の本山である佛光寺に残された記録で、天明八（一七八八）年から文化元（一八〇四）年までの分が平成二十一（二〇〇九）年までに翻刻、出版されている^⑩。それ以降の日記は未刊行であるが、機会があれば調べてみたいと思う。

註

- (1) 例えば、辻善之助『日本仏教史』近世篇一～四（岩波書店一九五二～五五年）。
- (2) 辻「仏教の形式化 其三 檀家制度と宗門改」（同『日本仏教史第九卷 近世篇之三』（岩波書店、一九五三年）、第十章第十節）。辻前掲注2著書、九三頁。
- (3) 澤博勝「宗教から地域社会を読み得るか——分野史から全体史へ——」（『歴史評論』六二九、二〇〇二年九月）。
- (5) 林宏俊「近世後期の『離檀』をめぐる権力・寺院・民衆」（『地方史研究』六〇（二）、二〇一〇年二月）。
- (6) 瑞興寺は、山号を寶輪山と称し、京都東本願寺を本山とする浄土真宗の寺院である。開基は天文年間（一五三二～一五五五年）とされ、平野郷町では明応五（一四九六）年開基の光永寺に次いで古い真宗寺院として知られている（瀬尾敏夫『瑞興寺のあゆみ』（滋賀凡愚社、二〇〇九年））。
- (7) 瑞興寺の史料は、平成十（一九九八）年九月から平成十二年六月にかけて、「久宝寺古文書の会」主宰の瀬尾敏夫氏によつて整理され、五百七点の史料が確認されている。この成果は平成十五年、『瑞興寺古文書目録』（私家版）にまとめられた。筆者は平成二十四年四月から、「ひらの古文書を読む会」で瀬尾氏に古文書解説のご指導をいただいており、瑞興寺文書についてのご教示も瀬尾氏から賜った。
- (8) 野堂・流・市・背戸口・西脇・泥堂・馬場の七ヶ町。
- (9) 中野・今在家・新在家・今林の四ヶ村。
- (10) 平野郷公益会編『平野郷町誌』（清文堂、一九七〇年・初版一九三二年）、一〇頁。

- (11) 近世初期から平野郷町の年寄・惣年寄として同郷町を統括した。七名家に含まれる家には諸説あるが、一説には末吉、井上、三上、土橋、辻葩、西村の七家とされる(前掲注10『平野郷町誌』、五五頁)。
- (12) 小沢文子・竹中真幸「古河藩」(『藩史大事典 第2巻 関東編』(雄山閣、一九八九年)所収)。
- (13) 史料翻刻に際しては、適宜読点「、」を挿入し、傍線を施して、読み下しの便を図った。また、固有名詞以外については原則として旧字体を新字体に直した。さらに、虫損・破損等で解読困難な文字には□をあて、破損した文字数が分からない場合は「□：□」で示した。前後の文脈から文字を推測することが可能なものは、ルビの位置に(丸括弧)を付けてその文字を示した。そして、欠字や平出、台頭については一文字分を空白としている。その他、翻刻者の能力不足により解読できない文字には■をあて、挿入文については(亀甲括弧)により示した。
- (14) 瑞興寺文書B 12。
- (15) 難波別院では文禄四(一五九五)年の再興と同時に留主居職を置いていた。しかし寛文十一(一六七二)年に留主居職は廃止されて輪番所が置かれ、寺務の一切を扱うようになった。本稿で扱う時期では、文化十二(一八一五)年三月七日から文政元(一八一八)年二月十一日まで連城坊という寺院が務めている(難波別院『難波別院由緒記』(難波別院、一九一三年)、八九〜九二頁)。
- (16) 古河藩が平野郷町に置いた陣屋の機構は、いくつかの部門に分かれ、そのうちのひとつとして「地方役所」があった。本稿では「地方役所」以外の部門が登場することがないため、原則として「陣屋」と「地方役所」は差異のないものとして扱い、表記も特に断らない限りは「古河藩平野陣屋」もしくは「陣屋」に統一する。
- (17) 平野郷町の背戸口町にある、浄土真宗佛光寺派の寺院。近世初頭における平野郷町の復興と密接な由緒を有する(第二章参照)。
- (18) 戦国期における佛光寺の再興に功があった門跡の院家、六坊のひとつ(平松令三編『佛光寺の歴史と信仰』(思文閣、一九八九年)、一三九頁)。光園院は光源寺の住職ではあったが、普段は京都に住し、寺務は留主居の光津寺(後掲注19)が取り仕切っていたと思われる。摂津国住吉郡桑津村に所在する佛光寺派の寺院で、光源寺の末寺(平松令三編『真宗史料集成 第四巻 専修寺・諸派』(同朋社、二〇〇三年)、六二八頁)。本一件の史料には、光源寺留主居の役僧としてたびたび現れている。
- (19) 惣会所によつて役米をもつて雇用される奉公人で、十名程度が職務に就いていた(前掲注10『平野郷町誌』、七二頁)。
- (20) 林市左衛門が七名家以外から初めて惣年寄となったという記述には、矛盾がある。文化八(一八一二)年からおよそ三十年前の安永九(一七八〇)年、林久右衛門が惣年寄に就いていることが明らかにされているためである(出原真哉「平野郷惣年寄と坂上七名家」(『歴史研究』四三、大阪教育大学歴史学研究室、二〇〇五年三月)。ただ、林久右衛門は瑞興寺の檀家ではなく、彼の惣年寄就任に際して今回と同様の相論が起こつた形跡もない。この点については、さらに調査を重ねたい。
- (21) 杭全神社文書「覚帳」第九一冊、文政六(一八二三)年四月四日付の覚書(同年に落成した、郷蔵の棟札写)。「覚帳」は惣会所が作成した御用留で、宝永元(一七〇四)年から慶応元(一八六五)年までのものが約百二十冊残されている(以下では単に「覚帳」と表記する)。ただ、本一件が起きた文化十二(一八一五)年については、「覚帳」は欠本となっている。
- (22) 瑞興寺文書B 1「萬寄進」。寛永十七(一六四〇)年から天保十一(一八四〇)年までの期間、瑞興寺に寄せられた寄進物とその
- (23)

施主を記した記録である。親族の供養を目的とした逮夜料の献上などもあるため、親子関係を知ることでもある。

- (24) 瑞興寺文書B2「十八日講中(名前書上)」(天和三(一六八三)年五月十六日)。

- (25) 前掲注23「萬寄進」宝暦十三(一七六三)年十二月条。

- (26) 前掲注23「萬寄進」天明二(一七八二)年四月条で確認されるものを初出とする。

- (27) 前掲注23「萬寄進」。

- (28) 前掲注23「萬寄進」延享四(一七四七)年十月十五日

- (29) 前掲注23「萬寄進」。日付が帳面の綴り込み部分に記されているため時期を特定できないが、直前と直後の寄進がそれぞれ安永五(一七七六)年十一月と安永七年五月なので、その頃のものと考えられる。

- (30) 本稿に掲載した【史料1】や【史料8】によっても分かる。

- (31) 例えば、「覚帳」第五〇冊、安永九年九月二十四日「御請一札」。

- (32) 「覚帳」第九九冊、天保二(一八三一)年八月晦日「乍恐以書付奉願上候」。

- (33) 各年「覚帳」。

- (34) 前掲注23「萬寄進」、寛政七(一七九五)年十二月条。

- (35) 前掲注32の史料。

- (36) 前掲注21を参照のこと。

- (37) 「覚帳」第九九冊、天保二年十一月十一日付の覚書。

- (38) 「覚帳」第一〇〇冊、天保三年七月十日付の覚書。

- (39) 「覚帳」第一〇二冊、天保五年十一月二十三日「乍恐以書付御願奉申上候」。

- (40) 「覚帳」第一〇七冊、天保十年九月十七日「乍憚口上」。

- (41) 「覚帳」第一〇一冊、天保四年八月「乍恐御内意御伺奉申上候」。

- (42) 「覚帳」第一〇三冊、天保三年九月「乍恐以書付奉願上候」。

- (43) 「覚帳」第一一二冊、天保十五年十月十八日「乍恐以書付奉願上候」。

- (44) 「覚帳」第一一四冊、弘化三(一八四六)年二月十四日「乍恐以書付奉願上候」。

- (45) 「覚帳」第八八冊。

- (46) 宝暦九(一七五九)年生まれ、文政五(一八二二)年没。享和二(一八〇二)年から、文政五年まで二十年近く老中を務めている(前掲注12『藩史大事典 第2巻』、三九四頁)。

- (47) 今出川公言(一七三八〜七六)。江戸時代中期の公家で、権大納言今出川誠季の男。宝暦六(一七五六)年、権中納言・正三位に至る。竹内式部に学び、同八年七月、宝暦事件に坐して遠慮に処せられ、辞官。同十年四月処分をとかれたが、出仕を許されず、七月落飾して法名を松阜と号した(『国史大辞典』)。なお、今出川家は藤原氏北家閑院流であるとともに、西園寺家支流の公家である。家格は清華家で、四箇の大事・有職故実・雅楽(琵琶)を家職とした(橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年)、一七四頁)。

- (48) 瑞興寺文書には、光源寺棟札の写が含まれている(瑞興寺文書E2「光源寺再興願文写」)。この史料は、光源寺との離檀一件に際して瑞興寺に残されたものと推測される。ところが、鼠害のため、本紙に大きな穴が空いていて、記載部分が殆ど破損している。そこで本稿では、同様の内容を収録している「覚帳」を参照することとした。

- (49) 「覚帳」第八八冊。前掲注45の史料に続く形で写し取られている。
- (50) 末吉孫左衛門吉康(一五七〇〜一六一七)。江戸時代前期の銀座頭役、朱印船貿易家、摂津国平野の代官。利方の娘・ゆきが辻醜孫左衛門に嫁して吉康をもうけ、利方の孫養子となる。養父とともに関ヶ原の戦いに協力、戦後銀座頭役として銀貨の鑄造を経営し、また末吉一族の中心として毎年のように朱印船貿易に従事した。また大

坂の陣後は、平野郷と河内国志紀・河内両郡の代官に任ぜられた（『国史大辞典』）。

- (51) 末吉孫左衛門長方（一五八八カゝ一六三九）。江戸時代前期の豪商。元和三（一六一七）年家督をついだ。柏原・大坂間の柏原船による貨物輸送をはじめた人物（『日本人名大辞典』）。

- (52) 末吉勘兵衛利方（一五二六ゝ一六〇七）。安土桃山時代から江戸時代前期にかけての摂津国平野郷の豪族。豊臣秀吉の時、河内の代官となり、廻船業に従事。のち徳川家康に協力し、慶長六（一六〇二）年伏見に銀座を創設した（『国史大辞典』）。

- (53) 参考となる数値として、延宝二（一六七四）年における「京都各宗派人数」では、東本願寺派は八〇一二〇名、佛光寺派は八五二二名で約十倍の差がある（辻前掲注2著書、九八頁）。

- (54) 各年「覚帳」より。この時期の「覚帳」には毎年、宗門人別改帳の写があり、檀家数もこれによつて確認した。

- (55) 「覚帳」第七八冊、文化六（一八〇九）年五月十一日「乍恐以書附奉願上候」。

- (56) 「覚帳」第七八冊、文化六年十一月十六日「乍恐口上」。

- (57) 「覚帳」第七八冊、文化六年十二月三日「乍恐以書附奉願上候」。

- (58) 「覚帳」第七九冊、文化七年、「二月廿一日仏光寺御殿於兼之間ニ、家老・小幡相模介、用人兼取次・吉川主税例座二而、被相渡候達書」。

- (59) これがどの人物の年忌法会なのかは判然としないが、佛光寺の草創は、建暦二（一二二二）年に親鸞が山科に開いた興隆正法寺と伝えられているので、このことを指すのかもしれない（『佛光寺の略史』、『佛光寺』〔本山佛光寺、一九六一年〕所収）。

- (60) 「覚帳」第八〇冊、文化八年閏二月九日「乍恐口上」。

- (61) 瑞興寺文書B 11。

- (62) 三浦八兵衛は屋号を「糍屋」といい、酒造を商売としていた。また、

瑞興寺の有力な檀家として十八日講に参画していた（前掲注23「萬寄進」）。さらに当時、三浦は背戸口町の町年寄を務めており、光源寺も同町に所在していたことから、情報を手しやすかったのかもしれない。

- (63) 「一件」では「三ヶ年已前」となっているが、当時の用法では何年以前という場合、差し引きした数字に一を加えたものが求める年となる（村田路人『近世広域支配の研究』、大阪大学出版会、一九九五年、一一三頁）。

- (64) 「一件」、文化十二年十一月五日条。

- (65) 天正元（一五七三）年、西成郡上難波村に創立された東本願寺派の真宗寺院で、寛文四（一六六四）年に寺号を許された（前掲注15『難波別院由緒記』、五三頁）。

- (66) 「一件」、文化十二年十一月六日条。

- (67) 「一件」、文化十二年十一月十一日条。

- (68) 「一件」、文化十二年十一月十二日条。

- (69) 「一件」、文化十二年十一月晦日条。

- (70) 「一件」、文化十二年極月二日条。

- (71) 西源寺Ⅱ誓源寺カ。佛光寺派で光源寺末寺。平野郷町の背戸口町に所在していたが、明治の末年に堺市へ移転したため、旧平野郷地区の寺院は廃寺となった。（前掲注10『平野郷町誌』、四三〇頁）。

- (72) 「一件」、文化十二年極月三日条。

- (73) 「一件」、文化十二年極月四日条。

- (74) 「一件」、文化十二年極月十三日条。

- (75) 「一件」、文化十二年極月十五日条。

- (76) 瑞興寺文書B 13。

- (77) 「一件」、文化十二年極月十六日条。

- (78) 前掲注77。

(79) 「一件」、文化十二年極月十七日条。

(80) 前掲注79。

(81) 「一件」、文化十二年極月二十五日条。

(82) 同年「覚帳」。

(83) 「一件」、文化十二年極月二十六日条。

(84) 前掲注83。

(85) 平野郷町には、難波御堂付の東本願寺派寺院が七ヶ寺ある。野堂町の願正寺、流町の専念寺、市町の瑞興寺、背戸口町の即法寺・正業寺、馬場町の浄永寺、今林村の栄行寺である。史料の記載より一ヶ寺多いが、個別町の寺院のみを勘定すると栄行寺を除く六ヶ寺であるので、このことを指しているのかもしれない（「平野郷土橋家記録」〔原田伴彦編『日本都市生活史料集成十 在郷町編』、学習研究社、一九七六年所収）。

(86) 「一件」、文化十二年極月二十八日条。

(87) 「一件」、文化十三年二月十三日条。

(88) 瑞興寺文書14「林市一件二附自輪番所集会所へ書上之写」。これは堅帳・仮綴形態の史料で、「林市一件書物入」と明記された袋とともに残されている。文化十三年に東本願寺の難波御堂輪番所から、上位機関である集会所へ提出された書付の写が二通記載されている。【史料11】として記載したものは、その一通目である。

(89) 「一件」、文化十三年二月二十日条。

(90) 「一件」、文化十三年二月二十四日条。

(91) この書状については、「覚帳」でその文面が確認できる（第八八冊）。

御代官末吉孫左衛門と新坊光園院江到来書面之写

昨日者御状忝披見仕候、弥御息災、一段之御事二存候、然者今度為 相國様御誼平野惣分ち光源寺致再興、御互二大慶致安堵候、此後万事平野年寄共致肝煎、ヶ様其許におゐても種々申聞

置候条、其御方二而も得与御談合可被成候、尚年寄共一同御寺へ御荷担不申候而者 上様之思召不束可相成与存候二付、前後之義申聞置候処、畏り候由答申候間、左様相心得可被成候、猶委細斯面可得御意候、早々御報申上候、謹言
九月十一日

末吉孫左衛門

長方 書判

新坊様

参

年号は不明だが、光源寺が再興された元和四（一六一八）年頃のものかと推定される。この書状には、光源寺が徳川家康の命によって「平野惣分」が再興したことで、寺の経営には「平野年寄」が全面的に協力するという旨が記されている。この点をもって、光源寺は書状が証拠として堪え得ると判断したのであろう。

(92) 林前掲注5論文、二二～二六頁。

(93) 第一から第十四までの日記が、佛光寺により刊行されている。

〔付記〕

本稿作成にあたっては、「ひらの古文書を読む会」主宰の瀬尾敏夫氏に、史料の情報や稀覯本『難波別院由緒記』をご提供いただきました。その他、同氏が編まれた『瑞興寺のあゆみ』や史料目録の解題を参考にしています。さらに、平成二十五（二〇一三）年九月八日には、瑞興寺住職の清史彦氏と奥様に「無理をお願いし、原史料を閲覧させていただくこともできました。ここに記して厚く御礼申し上げます。なお、本稿は平成二十八年科学研究費補助金（課題番号15J04938）による成果の一部である。